

# ケアハウス「花みずき」運営規定

社会福祉法人 愛 和 会

総合福祉施設 ローズコミュニティ・緑地

## ケアハウス花みずき運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛和会（以下「法人」という。）が設置する軽費老人ホーム施設（以下「事業所」という。）において実施するケアハウス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員や介護職員は利用者からの相談に応じ、円滑な運営管理を図るとともに、自立した生活を営むために利用者ニーズを把握し、適正な運営の確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 法人は利用者が主体的、自立的に生活されることを援助します。居室であることを踏まえ高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供します。

2. 法人は利用者一人一人が住みなれた地域でより長く、より豊かに生活できるよう援助します。
3. 法人は地域の皆様から信頼され愛されるよう開かれた施設づくりに努めます。
4. 法人はサービス利用者の方が必要とする情報の提供を行うよう努めます。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 所 ケアハウス花みずき
- (2) 所在地 豊中市寺内1丁目1番10号

### (入所定員)

第4条 この事業所における入居者の定員は、次の通りとする。

入所定員 20名

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び内容は次の通りとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤職員）  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 生活相談員 1名  
入居者の入退所、生活相談に関すること。
- (3) 介護職員 1名  
入居者の日常生活の相談、介護に関すること。

(相談・助言)

第6条 施設職員は入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとします。

(緊急時の対応)

第7条 入居者は、身体の状態の急激な変化又は、火災等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で緊急に対応を求めることができます。

2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

(医療の提供)

第8条 医療を必要とする場合には、併設の特別養護老人ホーム豊中あいわ苑診療所で受診することができます。また、入居者の希望により協力医療機関においても診療や入院治療を受けることができます。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対応する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回(内1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第10条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(外来者の宿泊)

第11条 外来者を居室に宿泊させる時は、予め施設長に届けるものとする。

2. 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合には、原則として施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談の上その期間を定める。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制について検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2. 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員と雇用関係の内容とする。
- 4. 本事業所は、入居に関する記録を整備し、豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 68 号）豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年豊中市規則第 9 号）で定める日から 5 年間保存するものとする。
- 5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は当法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第 13 条 この事業所における利用料金については、次の通りとする。

(1) 居住に要する費用（旧局長通知の「管理費」）

施設建設費及び長期修繕費 20 年間分の入居者分担金で、下記のいずれかの方式を選んでいただけます。なお、一括払いのご利用で 20 年以内に退居される場合には、月割りにて返還いたします。

	入居時の一括支払額	分割払い(月額)
一括方式	9,090,000円	
併用方式	5,000,000円	18,000円
分割方式		40,100円
退去時返戻金	一括払いの場合、20年以内の退居時に、未経過期間分を精算返戻いたします。	

(2) 生活費・サービスの提供に要する費用（旧局長通知の「事務費」）

主に食事サービスに使用される経費です。（月額 46,940円）

なお、3 日前までにお申し出いただければ 1 日単位（1 日 950 円）で返金します。

（※介護保険を使い施設内併設の通所介護及び通所リハビリを利用される場合にのみ昼食代 300 円、おやつ代 60 円の返金となります）

施設運営のため入居者費用負担は国の基準により下記のとおりです。

対象収入による階層区分		生活費	サービスの提供 に要する費用	月額合計
1	1,500,000 円 以下	46,940 円	10,000 円	56,940 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	46,940 円	13,000 円	59,940 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	46,940 円	16,000 円	62,940 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	46,940 円	19,000 円	65,940 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	46,940 円	22,000 円	68,940 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	46,940 円	25,000 円	71,940 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	46,940 円	30,000 円	76,940 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	46,940 円	35,000 円	81,940 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	46,940 円	40,000 円	86,940 円
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	46,940 円	45,000 円	91,940 円
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	46,940 円	50,000 円	96,940 円
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	46,940 円	57,000 円	103,940 円
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	46,940 円	64,000 円	110,940 円
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	46,940 円	71,000 円	117,940 円
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	46,940 円	78,000 円	124,940 円
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	46,940 円	85,000 円	131,940 円
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	46,940 円	92,000 円	138,940 円
18	3,100,001 円 以上	46,940 円	137,800 円	184,740 円

(生活費・サービスの提供に要する費用は国の基準により毎年改定いたします)

注) 1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注) 2 夫婦でご入居される場合はご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦はそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額（月額）とします。この場合100円未満は切り捨てとします。

注) 3 11月～3月の期間は、暖房費としての加算経費が必要です。  
(月額 2,100円)

注) 4 電気代・水道代は別途使用量による額を個人負担といたしております。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条

1. 共用施設及び敷地はその本来の用途に従ってご利用ください。
2. 故意又は僅かな注意を払うことにより避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊した場合または汚した場合には、利用者の自己負担にて弁済していただくことがあります。
3. 施設職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動、勧誘等を行うことはできません。
4. ペットの持ち込みはできません。
5. 定められた喫煙スペース以外での喫煙はできません。

附 則 この規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 17 年 12 月 1 日 改正

この規定は平成 20 年 9 月 4 日 改正

この規定は平成 25 年 4 月 1 日 改正

この規程は平成 28 年 4 月 1 日 改正

この規程は令和 1 年 10 月 1 日 改正